

電気需給約款（低圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
2. 電気需給約款等の変更	(1)一般送配電事業者（3（定義）（5）に規定する一般送配電事業者をいいます。）の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、当社は、この需給約款を変更することがあります。	(1)一般送配電事業者（3（定義）（5）に規定する一般送配電事業者をいいます。）の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、 <u>その他当社が必要と判断した場合には</u> 、当社は、この需給約款を変更することがあります。
4 1. 制度および市場環境の変化について	(新設)	<u>一般送配電事業者の託送供給等約款等の改定により、当社が料金の改定が必要と認めた場合は、当社は、お客さまとその改定について協議のうえ、料金の改定ができるものとしします。</u>
別表 2. 燃料費調整	<p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{の基準価格} / 1,000)$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{円}) \times ((2) \text{の基準価格} / 1,000)$ <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は 39,000 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (39,000 - 26,000 \text{円}) \times ((2) \text{の基準価格} / 1,000)$	<p>(1)燃料費調整額の算定</p> <p>ロ 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{の基準価格} / 1,000)$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{円}) \times ((2) \text{の基準価格} / 1,000)$
別表 2. 燃料費調整	(新設)	(3) <u>燃料費調整の見直し</u> 当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、 <u>適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。</u>